

注意していただきたい事項の改訂履歴

- 剥離剤等の製剤を用いて塗膜を湿潤な状態にした後、剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項

- 剥離剤等を用いず乾式により剥離等作業を行う場合において注意していただきたい事項

<令和4年10月28日改訂>

記載誤りがあったため、以下のとおり改訂しました。

・2(1)

誤：剥離剤等を使用する場合は、剥離剤等に含まれる有害な化学物質による

正：塗膜に含まれる有害な化学物質による

・2(2)

誤：上記3(1)に加え

正：上記2(1)に加え

・2(3)

誤：上記3(1)に加え

正：上記2(1)に加え

<令和6年3月15日改訂>

2(3)の記載について、以下のとおり改訂しました。

旧：塗膜のヒュームが拡散しないよう照射部分に覆いを付けるなどの工夫を講じること。

新：塗膜のヒュームが拡散しないよう照射部分に覆いを付ける、除じん性能を有するパルスレーザー照射器を使用するなどの工夫を講じること。

<令和6年4月30日改訂>

2(4)の記載を新たに追加しました。